

八尾市水道局建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、八尾市水道局建設工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第7条及び第12条の規定により、八尾市水道局が発注する建設工事（以下「工事」という。）の工事成績の評定（以下「評定」という。）を厳正かつ的確に実施するために必要な事項を定め受注者の適正な選定、指導及び育成を目的とする。

(評定の対象工事)

第2条 評定は、請負金額が200万円以上の工事について行うものとする。
2 水道技術管理者が必要と認めた工事。

(評定の対象)

第3条 評定は工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性並びに法令遵守等の項目について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査要綱第2条に規定する検査職員及び八尾市水道局建設工事監督要領第2条に規定する主任監督職員及び監督職員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、それぞれの工事ごとに独立して行うものとする。
2 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、評定者が独立して的確かつ公正に行うものとする。
3 評定は、八尾市水道局建設工事成績評定基準（以下「評定基準」という。）に基づき行うものとする。ただし工事内容に評定項目がない場合は、当該項目を評定しないものとする。
4 前項のただし書きにより評定しない項目があった場合の評定については、評定した項目の合計点を100点満点に換算するものとする。
5 評定者が2人以上となる場合は、合議の上評定を行うものとする。

(評定結果の通知と公表)

第6条 八尾市水道事業管理者は、評定者から工事成績報告書の提出があったときは、速やかに当該工事の受注者に対して、その結果を八尾市水道局建設工事成績評定通知実施要領に基づき通知するとともに、工事成績評定点を公表する。

(評定の修正)

第7条 八尾市水道事業管理者が前条の通知をした後、必要があると認められる場合、水道技術管理者は当該工事成績評定点を修正しなければならない。また、修正を行った場合、水道技術管理者は八尾市水道事業管理者に工事成績修正評定報告書（成様式-1）の提出を行う。
2 八尾市水道事業管理者は、前項の報告書の提出があったときは、速やかに当該工事の受注者に対して、その結果を八尾市水道局建設工事成績評定通知実施要領に基づき通知するとともに、工事成績評定点を公表する。
3 第1項の規定による修正を行う対象は、通知を行った日から5年を経過した年度末までに評定したものであるものとする。

(工事成績不良)

第8条 評定した結果、工事成績評定点が55点未満（以下「工事成績不良」という。）と判定された場合、その受注者に対し、（成様式-2）により警告を行う。ただし、当該工事の竣工年度及びその前年度に、工事成績不良と判定された実績を有する場合は、八尾市入札参加停止要綱（以下「停止要綱」という。）に基づき、入札参加停止を行う。

附 則

1. この要領は、平成21年4月1日から施行する。
2. この要領は、平成23年4月1日から施行する。
3. この要領は、平成25年4月1日から施行する。
4. この要領は、令和2年4月1日から施行する。
5. この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別記

工事成績不良と判定された受注者の取扱基準

(対象工事)

検査要綱第7条第1項に示す工事とする。ただし、当該工事に伴う追加、付帯工事は本体工事と一体工事とみなし、対象としない。

(累積回数及び算定期間)

当該工事において、停止要綱に基づき入札参加停止の措置がなされ、工事成績不良となった事由が先に措置された事実と同一である場合は、工事成績不良による入札参加停止の対象とはしない。

(成様式-1)

令和 年 月 日

工事成績修正評定報告書

八尾市水道事業管理者 様

水道技術管理者

○ ○ ○ ○ 印

工 事 名			
受 注 者			
請 負 金 額	¥		
検 査 日	令和 年 月 日	評定通知日	令和 年 月 日
修 正 理 由			

上記工事の検査評定成績を、次のとおり修正したので報告します。

評 定 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点		
		修正前	修正後	満点
1 施工体制	I 施工体制一般			3.3
	II 配置技術者			4.1
2 施工状況	I 施工管理			13.0
	II 工程管理			8.1
	III 安全対策			8.8
	IV 対外関係			3.7
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形			14.9
	II 品質			17.4
	III 出来ばえ			8.5
4 工事特性	I 施工条件への対応			7.3
5 創意工夫	I 創意工夫			5.7
6 社会性等	I 地域への貢献等			5.2
7 評定合計				100.0
8 法令遵守等				
評定点合計				100

(成様式-2)

八水施第 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇 様

八尾市水道事業管理者

警 告 書

下記の工事について、八尾市水道局建設工事成績評定要領に基づき評定した結果、工事成績不良と判定されました。

なお、再度工事成績不良と判定された場合は入札参加停止の措置を講じます。

記

1 工事名